第六十一条を次のように改める。

（金融商品取引所持株会社の子会社に係る認可申請等）

第六十一条　法第百六条の二十四第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所持株会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該認可に係る会社を子会社とする理由を記載した書面

二　当該金融商品取引所持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ　当該金融商品取引所持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書又は株主資本等変動計算書その他これらの最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ　当該認可後三事業年度における当該金融商品取引所持株会社及びその子会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

ハ　当該金融商品取引所持株会社が行う子会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。）の経営管理に係る体制を記載した書類

三　当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類

イ　商号及び本店の所在の場所を記載した書面

ロ　業務の内容を記載した書類

ハ　取締役及び監査役の氏名及び役職名を記載した書面

ニ　会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称を記載した書面

ホ　定款

ヘ　登記事項証明書

ト　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

2　第十条の二の規定は、法第百六条の二十四第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所持株会社について準用する。

第六十八条第二項中「（その開設する取引所金融市場における市場デリバティブ取引の全部又は一部」を「（その開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引の全部又は一部」に改める。

第七十一条中「（法第百二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「限る。以下この条」を「限る。以下この項」に改め、「オプション（」の下に「次項及び」を加え、同条第一号ロ中「金融商品取引所」を「有価証券を上場しようとする取引所金融商品市場又は令第十九条の三の四に規定する外国金融商品市場を開設する者」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第百二十三条第一項又は第二項において準用する法第百二十二条第一項の規定により有価証券等（同項の規定の適用を受けるものに限る。）の上場について承認を受けようとする金融商品取引所持株会社及び法第百二条の三第一項に規定する親商品取引所等について準用する。

第七十三条第二項中「から第四号まで」を「から第六号まで」に改める。

第百二十条第一項中「（法第百六条の二十二第二項及び第百七条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「第百六条の十七第一項」の下に「、第百六条の二十二第二項」を加え、「第百六条の二十四ただし書」を「第百六条の二十四第一項ただし書」に、「第百二十条」を「第百七条第二項、第百二十条」に、「第百二十三条」を「第百二十三条第一項又は第二項」に改める。

第百二十一条第一項中「第百六条の二十四ただし書」を「第百六条の二十四第一項ただし書」に、「第百二十三条」を「第百二十三条第一項又は第二項」に改める。

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式1中3の次に次のように加える。

4	苦情処理及び紛争解決の体制

別紙様式1記載上の注意に次のように加える。

4　苦情処理及び紛争解決の体制

手続実施基本契約（法第156条の38第13項に規定する手続実施基本契約をいう。）を締結している指定証券金融会社紛争解決機関（法第156条の31の2第1項第1号に規定する指定証券金融会社紛争解決機関をいう。）の商号若しくは名称又は苦情処理措置（法第37条の7第1項第1号ロに規定する苦情処理措置をいう。）及び紛争解決措置（同号ロに規定する紛争解決措置をいう。）の内容を記載すること。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第十三条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条ノ二・第十四条ノ三」を「第十四条の二―第十四条の三の二」に、「第七章　雑則（第二十三条―第二十八条ノ二）」を「第七章　指定紛争解決機関（第二十二条の二―第二十二条の十五）」に改める。

第三条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　次ニ掲グル場合ノ区分ニ応ジ夫々次ニ定ムル事項

イ　指定紛争解決機関（無尽業法第三十五条の二第一項第八号ニ規定スル指定紛争解決機関ヲ謂フ以下本号ニ於テ同ジ）ガ存スル場合　無尽会社ガ手続実施基本契約（同項第八号ニ規定スル手続実施基本契約ヲ謂フ以下本号ニ於テ同ジ）ヲ締結スル措置ヲ講ズル当該手続実施基本契約ノ相手方タル指定紛争解決機関ノ商号又ハ名称

ロ　指定紛争解決機関ガ存セザル場合　無尽会社ノ無尽業法第十三条ノ二ニ於テ準用スル銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十二条の三第一項第二号ニ定ムル苦情処理措置及紛争解決措置ノ内容

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十四条ノ二及び第十四条ノ三を次のように改める。

（金銭信託に関する契約の方法）

第十四条の二　無尽会社が信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）に対して金銭信託をしようとするときは、次に掲げる方法により契約をしなければならない。

一　当該無尽会社を元本及び利益の受益者とすること。

二　契約期間を二年とすること。

三　元本に損失を生じた場合においては、その損失額の全額に対して補てんさせること。

（資金の運用の方法）

第十四条の三　金銭及び有価証券以外の財産の給付をする無尽会社は、次に掲げる方法により営業上の資金を運用することができる。

一　給付すべき財産の取得

二　給付すべき財産の生産、加工その他の行為に使用する原材料の取得

三　給付すべき財産の生産、加工その他の行為に要する費用の支出